

## 児童手当を引き続き受給するためには、 現況届の提出が必要です

問合せ／子ども家庭課 内線 2 4 4 5

児童手当の受給は、所得制限が適用されます。所得の判定にあたり、児童手当を請求できる人は、父・母などのうち所得の高い人となります。請求者のさまざまな状況を確認し、適正に児童手当を支給するためにも、期限内に現況届を提出してください。

なお、対象者には、5月の下旬に現況届を郵送します。必要書類（健康保険証のコピーなど）を添付し提出してください。

期限内に提出されないと、手当が受給できませんので、ご注意ください。

### ■対象

現在、「児童手当」を受給しているすべての人

※ただし、6月に認定請求をした（受給開始月が6月以降の）人は除きます。

### ■提出期限・方法

6月1日（水）から30日（木）までに、直接または郵送で（6月1日基準の調査となります）

### ■提出場所

子ども家庭課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所

※公務員の人は、勤務先に提出してください。

## 志木市まちの担い手育成塾 第2期生募集

問合せ／産業観光課 内線 2 1 6 2

市では、新たなにぎわいの創出とまちの活性化を図るためのノウハウを学び、まちづくりのコーディネーターを育成することを目的に、「志木市まちの担い手育成塾」の第2期生を募集します。

あなたも、志木のまちの活性化やにぎわいづくりの仕掛け人として、市民力を発揮してみませんか。

### ■応募資格

①市内在住・在勤の18歳から40歳までの人で、農商工の分野で活躍したいと考えている人

②志木市のまちづくり・にぎわいづくりに熱意と情熱のある人

### ■定員

15人（応募者多数の場合は選考を行い、応募資格①を優先します）

### ■活動期間

入塾から2年間

### ■活動内容

- ・まちづくりの専門家を講師に招き、仕掛けづくりのヒントやノウハウ、先進事例を学ぶ
- ・にぎわいのあるまちづくりに関する調査研究や演習などを通じ、まちづくりのコーディネーターとなるためのスキルを習得する

※平成29年度中に、研究検討の集大成として、全市的かつ持続可能なにぎわい創出のための事業の実施を目指します。

### ■応募方法

5月23日（月）までに、所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、産業観光課へ直接提出してください。

なお、応募用紙は、産業観光課のほか、柳瀬川・志木駅前出張所で配布します。



< 第1期生の皆さん >